

社会福祉法人設立の概要

平成25年4月

大 和 市

健康福祉部健康福祉総務課

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。社会福祉事業とは、法第2条に定められている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業であり、この社会福祉事業を行うことを目的としないものは社会福祉法人となることはできません。

II 社会福祉法人の行う事業

(I) 社会福祉事業とは

社会福祉事業は、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業に分類されています。第一種社会福祉事業は、原則として、国、地方公共団体又は社会福祉法人でなければ経営できません。（法第60条）

また、第二種社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と異なり、その事業が行われることが社会福祉の増進に貢献するものであり、これに伴う弊害のおそれが比較的少ないため、その経営主体については制限がありません。

なお、社会福祉事業が法人の実施する事業のうち主たる地位を占めるものでなければいけません。

また、社会福祉法人は、法第2条で規定されている社会福祉事業以外の事業のみでの社会福祉法人の設立はできませんので御注意ください。

<第一種社会福祉事業>

1 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業
--

- | |
|--|
| (i) 救護施設
(ii) 更生施設
(iii) 医療保護施設
(iv) 授産施設
(v) 宿所提供施設 |
|--|

2 生計困難者に対して助葬を行う事業

3 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業

- | |
|--|
| (i) 養護老人ホーム
(ii) 特別養護老人ホーム
(iii) 軽費老人ホーム |
|--|

4 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 乳児院 (ii) 母子生活支援施設 (iii) 児童養護施設 (iv) 障害児入所施設 (v) 情緒障害児短期治療施設 (vi) 児童自立支援施設

5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する以下の施設を経営する事業
障害者支援施設

- 6 売春防止法に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 7 授産施設を経営する事業
- 8 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

<第二種社会福祉事業>

1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
(i) 生活必需品等を与える事業 (ii) 生活に関する相談に応ずる事業

2 児童福祉法に規定する以下の事業
(i) 障害児通所支援事業 (ii) 障害児相談支援事業 (iii) 児童自立生活援助事業 (iv) 放課後児童健全育成事業 (v) 子育て短期支援事業 (vi) 乳児家庭全戸訪問事業 (vii) 養育支援訪問事業 (viii) 地域子育て支援拠点事業 (ix) 一時預かり事業 (x) 小規模住居型児童養育事業

3 児童福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 助産施設 (ii) 保育所 (iii) 児童厚生施設 (iv) 児童家庭支援センター

4 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

5 母子及び寡婦福祉法に規定する以下の事業
(i) 母子家庭等日常生活支援事業 (ii) 寡婦日常生活支援事業
6 母子及び寡婦福祉法に規定する母子福祉施設を経営する事業
(i) 母子福祉センター (ii) 母子休養ホーム

7 父子家庭居宅介護事業

8 老人福祉法に規定する以下の事業
(i) 老人居宅介護等事業 (ii) 老人デイサービス事業 (iii) 老人短期入所事業 (iv) 小規模多機能型居宅介護事業 (v) 認知症対応型老人共同生活援助事業 (vi) 複合型サービス福祉事業
9 老人福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 老人デイサービスセンター (ii) 老人短期入所施設 (iii) 老人福祉センター (iv) 老人介護支援センター

10 障害者総合支援法に規定する以下の事業
(i) 障害福祉サービス事業 (ii) 一般相談支援事業 (iii) 特定相談支援事業 (iv) 移動支援事業
11 障害者総合支援法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 地域活動支援センター (ii) 福祉ホーム

12 身体障害者福祉法に規定する以下の事業
(i) 身体障害者生活訓練等事業 (ii) 手話通訳事業 (iii) 介助犬訓練事業 (iv) 聴導犬訓練事業
13 身体障害者福祉法に規定する以下の施設を経営する事業
(i) 身体障害者福祉センター (ii) 補装具製作施設 (iii) 盲導犬訓練施設 (iv) 視聴覚障害者情報提供施設

14 身体障害者の更生相談に応ずる事業

15 知的障害者の更生相談に応ずる事業

16 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
(i) 簡易住宅を貸し付ける事業 (ii) 宿泊所等を利用させる事業

17 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

18 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業

19 隣保事業

20 福祉サービス利用援助事業

21 社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業

(i) 連絡を行う事業

(ii) 助成を行う事業

(2) 社会福祉事業に含まれない事業

次に掲げるものは、上記の社会福祉事業と同じ内容の場合等であっても、社会福祉事業として取り扱わないこととなっています。

(i) 更生保護事業法に規定する更生保護事業

(ii) 実施期間が6月（連絡助成事業にあつては3月）を超えない事業

(iii) 社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの

(iv) 法第2条第2項各号の事業及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が入所させて保護を行うものにあつては5人、その他の者にあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの

(v) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

(3) 公益事業及び収益事業

社会福祉法人がその経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができます。

なお、公益事業及び収益事業は、「社会福祉事業に対して従たる地位にある」ことが前提であるため、年間事業費で社会福祉事業の額を超える事業運営はできません。

(i) 公益事業

社会福祉法人が行う公益事業についての基本的な考え方は以下のとおりであり、次に掲げるものが公益事業とされています（ただし社会福祉事業に該当するものを除く。）

① 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。

② 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。

ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業

イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業

ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業

- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
 - サ 有料老人ホームを経営する事業
- ③ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
 - ④ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し、従たる地位にあることが必要であること。
 - ⑤ 社会通念上は公益性が認められるものであっても、社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
 - ⑥ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

(i) 収益事業

社会福祉法人が行うことができる収益事業については、次のようなものでなければならぬとされており、下記の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものとされています。

なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であることとされています。

- ① 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（法施行令第4条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下③も同様。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- ② 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- ③ 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充てること。

- ④ 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業又は公益事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ⑤ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- ⑥ 母子及び寡婦福祉法第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令第6条第1項各号に掲げる事業については、③は適用されないものであること。
ただし、次のそれぞれの場合は、上記要件に該当しないため収益事業として認められないとされています。

1 「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であつて、社会通念上事業と認められる程度のもの」には該当しない事業
(i) 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合 (例) 会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合等
(ii) たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
(iii) 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合

2 「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるため、法人は行うことができないとされている事業
(i) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
(ii) 高利な融資事業
(iii) 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

3 「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があるため、適当ではないとされている事業
(i) 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
(ii) 社会福祉事業と収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合

III 法人の組織運営

社会福祉法人には、役員として理事及び監事を必ず置くこととされ、また評議員会及び評議員を原則として置くこととされています。

1 理事

理事は法人内部の事務を処理すると同時に、外部に向かって法人を代表する役員であるため社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であることが必要です。

また、理事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 理事の定数は6名以上であること。
- (2) 各理事と親族その他特殊の関係がある者が制限数を超えないこと。

理事定数	親族数等
6～9人	1人
10～12人	2人
13人～	3人

- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 学識経験者又は地域の福祉関係者を加えること。
- (5) 当該法人が経営する施設の施設長等が理事として参加すること。
ただし、評議員会を設置しない法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えないこと。
- (6) 理事総数の2分の1以上は、県内に住所を有し、かつ、1名以上は大和市内に住所を有すること。（大和市基準）

2 監事

監事は、法人の監査機関であって、社会福祉法人については常置必須の機関とされています。

監事の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 監事の定数は2名以上であること。
- (2) 一人は財務諸表等を監査し得る者であること。
- (3) 一人は学識経験者又は地域の福祉関係者であること。
- (4) 他の役員と親族等の特殊の関係にある者であってはならないこと。
- (5) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者であってはならないこと。
- (6) 一人は県内に住所を有すること。（大和市基準）

3 評議員会

評議員会は、社会福祉法人の公共性に鑑み、広く関係者の意見を聞くことによって、社会福祉事業の経営に適正を欠く一部の経営者によって営利の追求を行ったりすることのないよう、その民主的で適正な事業運営を図るために特に設置が求められているものです。

社会福祉法人については、法第42条において、評議員会を設けることができるとされています。しかし、社会福祉法人審査基準においては、次の事業のみを行う法人以

外については評議員会を置くこととされています。

- (1) 都道府県または市町村が福祉サービスを必要とするものについて措置をとる社会福祉事業
- (2) 保育所を経営する事業
- (3) 介護保険事業

また、評議員の選任に当たっては、次の点に留意してください。

- (1) 評議員の定数は、理事定数の2倍を超える数とすること。
- (2) 各評議員と親族その他特殊の関係がある者が制限数（理事と同様）を超えないこと。
- (3) 施設整備又は運営に関連する業務を行う者が評議員総数の3分の1を超えないこと。
- (4) 地域の代表を加えること。また、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。

注釈

「親族その他特殊の関係がある者」について

- 社会福祉法人の定款では、理事や評議員について、親族等の特殊の関係がある者が一定数を超えて含まれてはならないとしており、また、監事は他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないとしています。

<p>(役員の数)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 役員を選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち○名を超えて含まれてはならず、監事のうちこれらの者が含まれてはならない。</p> <p>(評議員の資格等)</p> <p>第○条 (略)</p> <p>2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が○名を超えて含まれてはならない。</p>

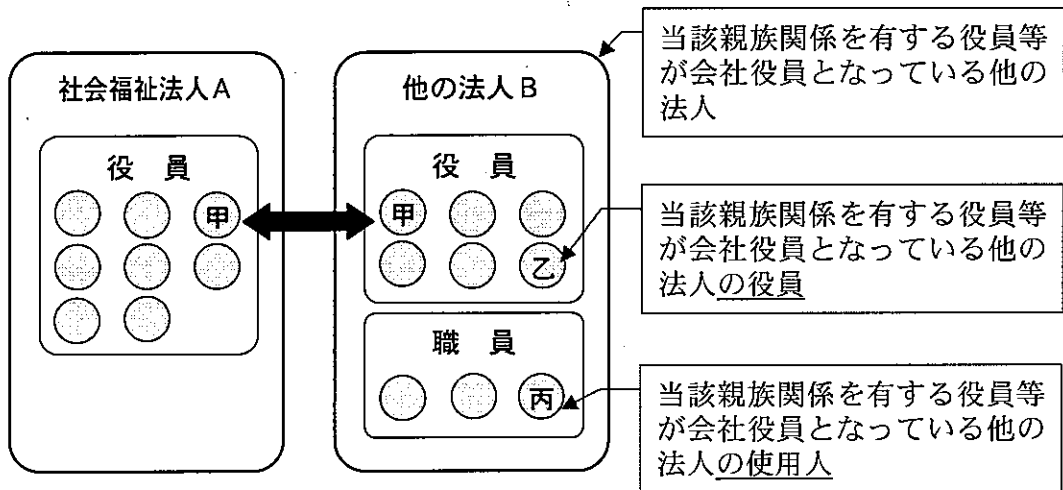
- 親族等の特殊の関係がある者は、租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する「親族等」をいうこととされており、次に掲げる者が該当します。

① 当該役員と親族関係を有する者 ^{※1}
② 次に掲げる特殊の関係がある者
イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員 ^{※2} （(1)において「会社役員」という。）又は使用人である者
(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人
(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※1 親族の範囲については、民法第725条で、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族、とされています。

※2 法人税法第2条第15号に規定する役員とは、「法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している者のうち政令で定めるものをいう」とされています。

- 特殊の関係がある者のうち、二(1)の例を図示すると、次のとおりです。



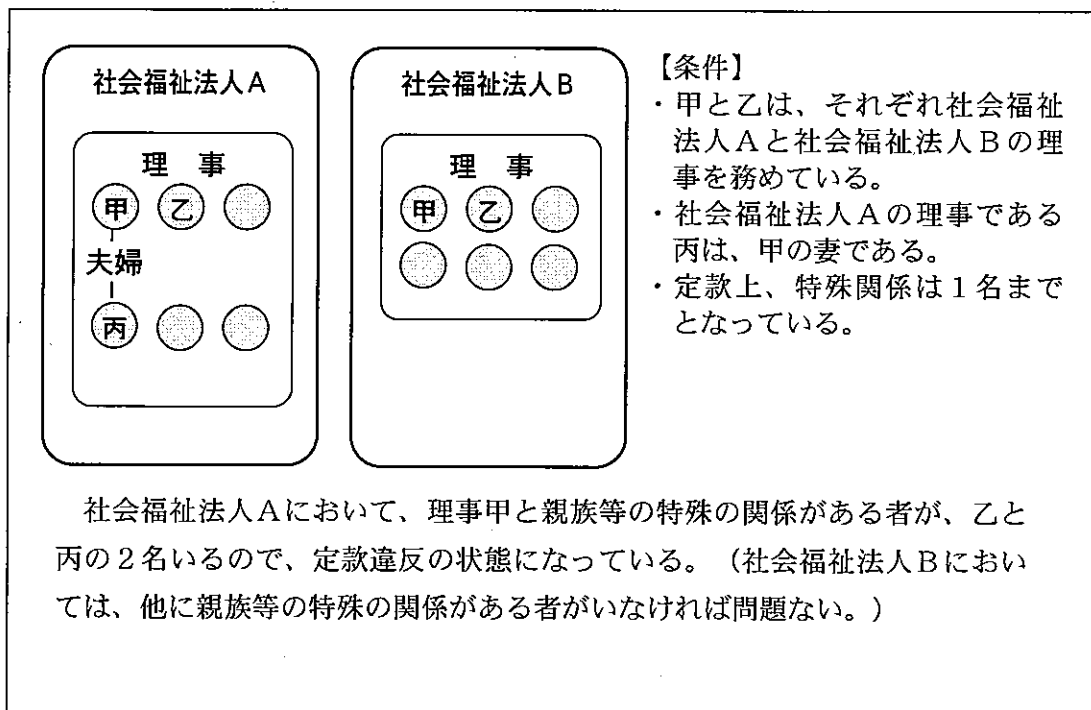
上の例では、社会福祉法人Aの役員である甲が役員となっている他の法人Bの役員である乙と、その法人の使用人（職員）である丙は、甲にとって特殊の関係がある者に該当します。

なお、「他の法人」は、株式会社に限られず、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など、どのような種類の法人であっても、上のような関係であれば、特殊の関係がある者に該当します。

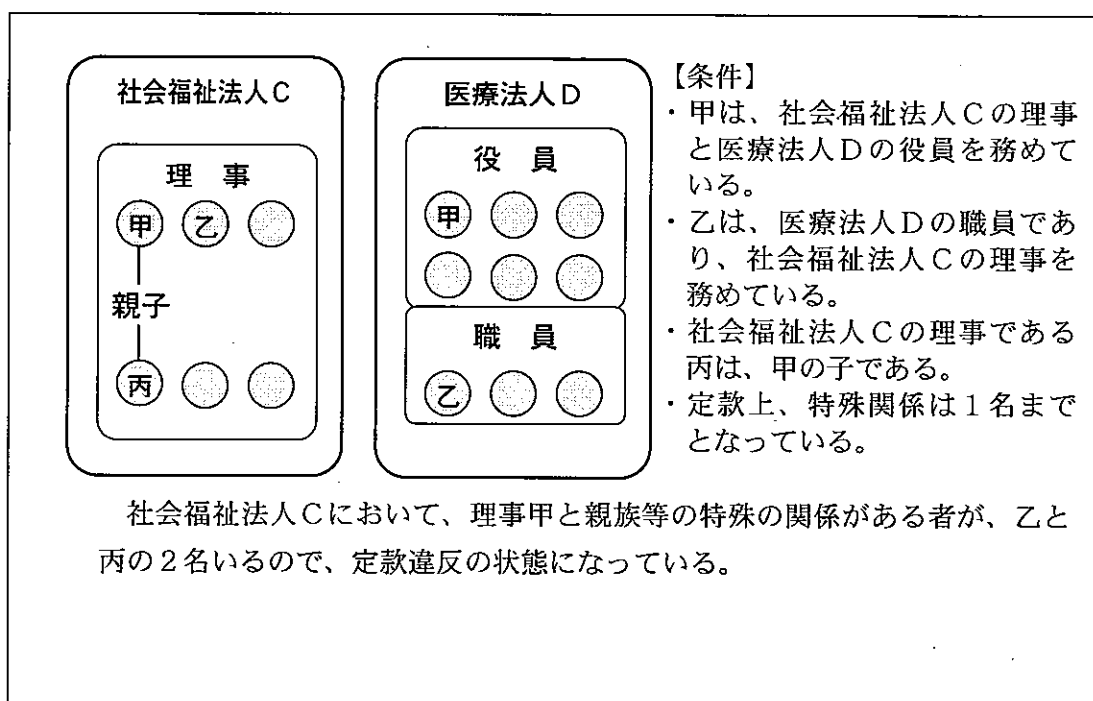
○ 誤りのある事例

二つの法人の間で互いに役員に就いているような場合で、他に親族関係にある者がいたことで、定款に定める人数の上限を超えてしまう例などが見受けられます。

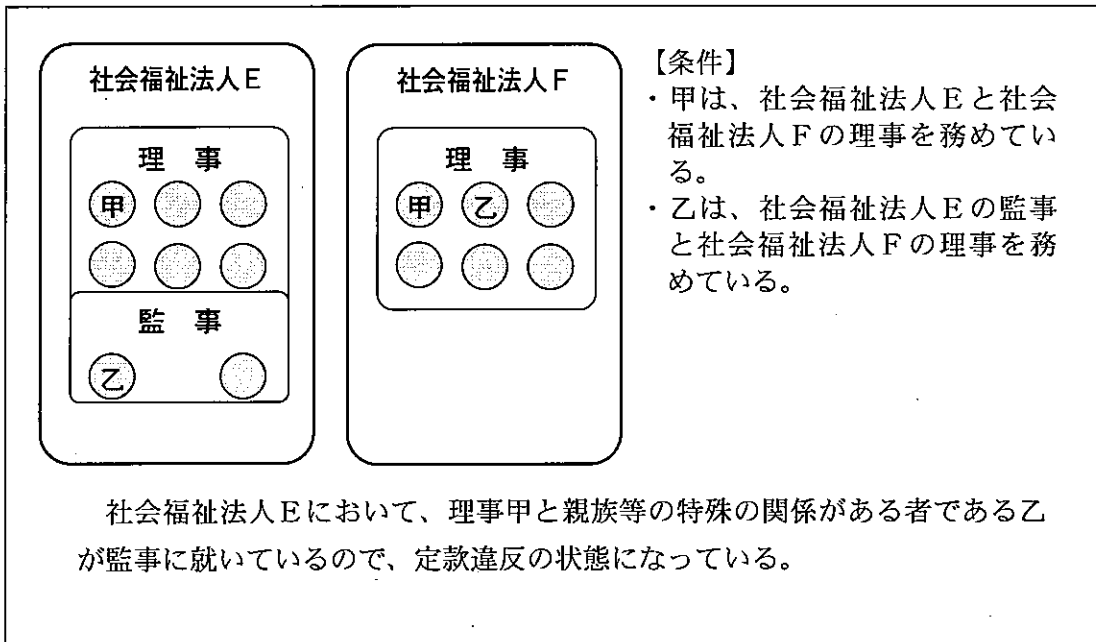
<事例1>



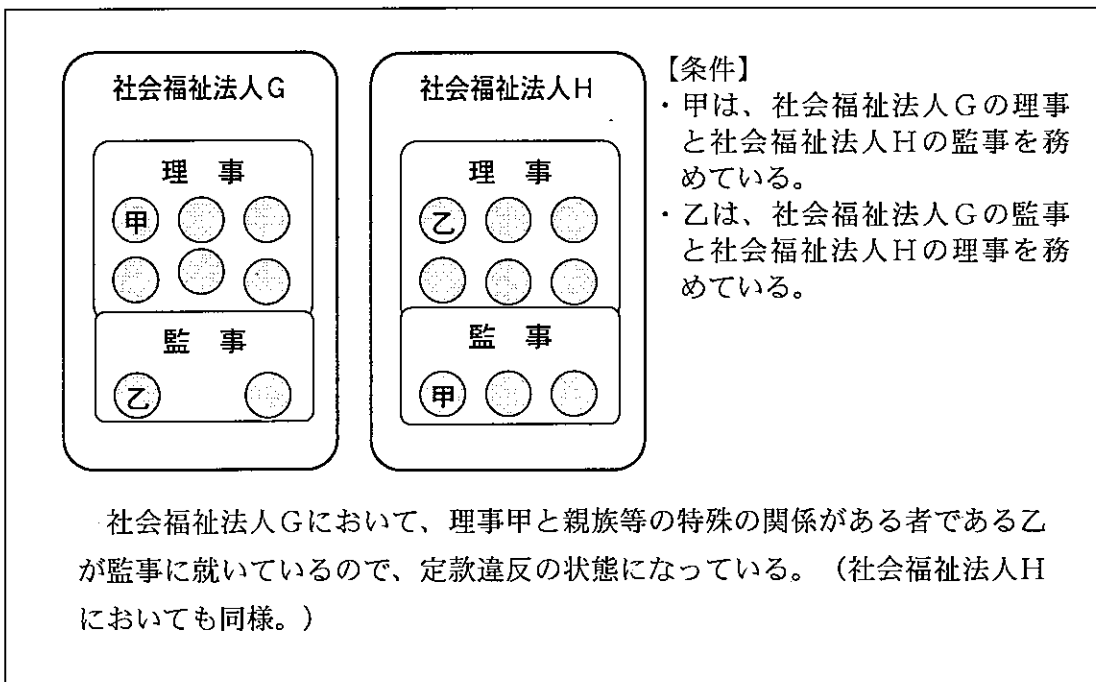
<事例2>



<事例3>



<事例4>



IV 法人の資産

法第25条において、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うにあたり必要な資産を備えなければならないとされています。その要件については以下のとおりです。

- 1 社会福祉事業を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。
 - 2 都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合は、土地）に限り、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることもできる。この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、登記しなければならないこと。（※特別養護老人ホーム等については緩和要件あり）
 - 3 社会福祉施設を運営する法人は、すべての施設においてその施設の用に供する不動産は基本財産とする。国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けている場合は、1,000万円以上の資産を基本財産として有すること。
 - 4 社会福祉施設を経営しない法人は、原則として1億円以上の資産を基本財産として有すること。
 - 5 法人設立に際し寄附金が予定されている場合は、書面による贈与契約が締結され、当該寄附が確実に行われることについて各種証明書により確認できること。
 - 6 借入金に対する償還財源その他必要経費について寄附金が予定されている場合、年間の寄附額を年間所得から控除した額が社会通念上その者の生活を維持できる額を上回っていること。
 - 7 運用財産として年間事業費の12分の1以上に相当する現金、預金等を有すること。
- ※ 介護保険法及び障害者総合支援法に係る事業を主として行う法人の場合は12分の2以上が望ましい。

V 法人の所轄庁

ア 厚生労働省

以下の①から④にあてはまる事業を行う場合は、厚生労働省が所轄庁となります。

- ① 全国を単位として行う事業
- ② 地域を限定しないで行う事業
- ③ 法令の規定に基づき指定を受けて行う事業
- ④ ①から③までに類する事業

イ 地方厚生(支)局

都道府県をまたいで事業を行う場合は、各地方厚生(支)局が所轄庁となります。

(例) 相模原市と町田市で事業を行う場合：関東信越厚生局

ウ 指定都市・中核市・一般市

都道府県内の指定都市、中核市又は一般市内のみで事業を行う場合は、各指定都市、

中核市又は一般市が所轄庁となります。

エ 都道府県

上記ア、イ及びウ以外の場合は、各都道府県が所轄庁となります。

(注釈)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日から社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が神奈川県から指定都市及び中核市を除く市(一般市)に移譲されました。

なお、次の社会福祉法人については、引き続き神奈川県が所轄庁となります。

ア 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を越えて事業を行う法人(都道府県をまたがって事業を行う場合は国の所管となります。)

イ 町村に主たる事務所の所在地があり、その行う事業が県の区域を越えない法人

